



監督署からのお知らせ (2024年2月)

令和6年2月19日

〈 寒暖の差に気をつけて健康管理に努めましょう。 〉

《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

〈 令和5年 労働災害発生状況(令和6年1月末時点) 〉 〈 令和6年 労働災害発生状況(令和6年1月末時点) 〉

業種	項目	令和4年1月~12月		令和5年1月~12月		4年と5年との比較	
		死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業		342	2	344	7	2 (0.6%)	5
製造業		108	1	88	2	-20 (-18.5%)	1
	食料品製造業	56	0	59	0	3 (5.4%)	0
	水産食料品製造業	43	0	51	0	8 (18.6%)	0
建設業		39	0	50	3	11 (28.2%)	3
	土木工事業	23	0	13	0	-10 (-43.5%)	0
	建築工事業	10	0	27	1	17 (170.0%)	1
	その他の建設業	6	0	10	2	4 (66.7%)	2
陸上貨物運送事業		34	0	35	0	1 (2.9%)	0
商業		45	0	44	1	-1 (-2.2%)	1
	小売業	37	0	36	0	-1 (-2.7%)	0
保健衛生業		38	0	47	0	9 (23.7%)	0
	社会福祉施設	30	0	37	0	7 (23.3%)	0
上記以外の業種		78	1	80	1	2 (2.6%)	0

業種	項目	令和5年1月		令和6年1月		5年と6年との比較	
		死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業		8	2	14	0	6 (75.0%)	-2
製造業		1	0	7	0	6 (600.0%)	0
	食料品製造業	0	0	4	0	4 -	0
	水産食料品製造業	0	0	4	0	4 -	0
建設業		1	1	1	0	0 (0.0%)	-1
	土木工事業	0	0	0	0	0 -	0
	建築工事業	0	0	0	0	0 -	0
	その他の建設業	1	1	1	0	0 (0.0%)	-1
陸上貨物運送事業		3	0	1	0	-2 (-66.7%)	0
商業		1	1	2	0	1 (100.0%)	-1
	小売業	1	0	1	0	0 (0.0%)	0
保健衛生業		0	0	2	0	2 -	0
	社会福祉施設	0	0	2	0	2 -	0
上記以外の業種		2	0	1	0	-1 (-50.0%)	0



新セーフワーク
向上宣言受付中



宮城労働局
災害統計

《 令和5年度 ゼロ災&健康トライアル100 結果発表! 》

令和5年10月24日(火)から令和6年1月31日(水)までの100日間で実施されたゼロ災&健康トライアル100は52事業場(建設現場を含む)から参加をいただき、36の事業場がゼロ災害を達成されました。ここに、公表に同意いただいた事業場の名称を掲載します。

取組の内容(複数登録)は、『ゼロ災』においては、リスクアセスメント等その他(27件)、転倒災害防止の取組(25件)、安全衛生教育の実施(23件)、エイジフレンドリーな職場環境づくりの実施(9件)、『健康』においては、運動(22件)、食事(20件)、各事業場で実施する健康づくりの取組(19件)、たばこ(17件)、情報提供・配布(10件)、健康チェック(3件)、環境整備(3件)でした。

(株)タクマテクノス気仙沼営業所、(株)ワークス[南境交差点改良工事]、(株)共和車輛、(株)橋本道路[大曲枝線管渠工事]、(株)橋本道路[道の駅整備事業]、(株)山内組[小滝の1急傾斜地崩壊対策工事]、(株)山内組[大森沢第2号堰堤改築工事]、(株)山内組[町北橋橋梁災害復旧工事]、(株)山内組[馬鞍川河川改修工事]、(株)村上工業[馬籠川河川災害復旧工事(その2)]、(株)南光物流サポート本社営業所、(株)八葉水産、(株)木村土建、(株)木村土建[五味倉橋外1橋梁補修工事]、(株)木村土建[道の駅作業所]、(株)木村土建エコランドキムラ、(株)栄興業[古川外堆積土砂撤去工事]、(有)マルエ運送、(有)電工センター、ヤマヨシ高橋組(株)、奥洲物産運輸(株)、雁部建設(株)[大瓜作業所]、気仙沼マツダ販売(株)、広伸建設(株)、児島産業(株)、鹿島建設(株)東北支店[女川原子力発電所建設工事事務所]、鹿島建設(株)東北支店[女川原子力発電所土木工事事務所]、大幸工業(株)、東北電力(株)女川原子力発電所、日本製紙石巻テクノ(株)[山鳥・御番所配水場(機械・電気設備)設置工事]、美和電気工業(株)石巻営業所、陽光建設(株)[崎山急傾斜作業所]…以上、順不同(工事名称等の詳細は石巻労働基準監督署のHPに掲載します)

《 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務~4月以降の取り扱い① 》

以下の事業・業務に上限規制が適用されることとなりますが、複雑な例外がありますのでご留意ください。

事業・業務	猶予期間終了後の取扱い(2024年4月以降)
工作物の建設の事業	災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間(※)となります。時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内とする規制が適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。※特別条項付き36協定を締結する場合、特別延長時間の上限(36協定上定めることができる時間の上限)については、 A水準、連携B水準では、年960時間(休日労働含む) B水準、C水準では、年1,860時間(休日労働含む) となります。なお、医業に従事する医師については、特別延長時間の範囲内であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、A水準では、年960時間/月100時間未満(例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合がある)B・連携B水準・C水準では、年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)とする必要があります。



《 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務～4月以降の取り扱い② 》

令和6年4月1日以降を起算日とする36協定は、新様式による届け出が必要となります（様式等は以下のリンクを参照してください～PCの方は当署HPの本号をご覧ください）。

様式名		ダウンロード	
時間外労働・休日労働に関する協定届 【適用猶予されていない業態の様式】 参考に掲載します。	様式第9号 (一般条項)	リンク	
	様式第9号の2 (特別条項)	リンク	
	様式第9号の3 (新技術・新商品等の研究 開発業務)	リンク	
以下は、令和6年3月31日まで適用猶予されていた事業・業務			
時間外労働・休日労働に関する協定届 【建設事業（災害時における復旧及び復興の事業）を含む場合】	様式第9号の3の2 (一般条項)	リンク	
	様式第9号の3の3 (特別条項)	リンク	
	[記載例] 冊子 p5～p8	リンク	
時間外労働・休日労働に関する協定届 【自動車運転の業務を含む場合】	様式第9号の3の4 (一般条項)	リンク	
	様式第9号の3の5 (特別条項)	リンク	
時間外労働・休日労働に関する協定届 【医業に従事する医師を含む場合】	様式第9号の4 (一般条項)	リンク	
	様式第9号の5 (特別条項)	リンク	
	[記載例]	リンク	

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問い合わせ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

宮城労働局
石巻署ページ



宮城労働局
メールマガジン



- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらをご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）

電話：0226-25-6921）